

(1) 収益と費用

収益と費用は、最終的に損益計算書に集約され、一定期間における損益の状況、経営成績を示します。正しい経営成績を表示するためには、適切な時期に、適切な金額を適切な勘定科目で計上する必要があります。

ここでは、農業に特有の収益、費用の計上方法について説明します。

所得税法青色申告決算書における取扱い

所得税の青色申告決算書は、所得税の規定に従った課税所得を計算する目的で作成するため、簿記の原則と異なる取扱いをするものがあります。これについては、

所得税法青色申告決算書における取扱い として、参考までに説明を加えています。

1. 計上時期

① 収益の計上時期

収益を計上する時期は、原則として、農産物などを販売したときです。これを**販売基準**といいます。また、作業受託をしたことによる謝礼などは、その役務が完了したときに計上します。補助金などの交付金については、交付の通知があった日に計上します。

所得税法青色申告決算書における取扱い

所得税の所得計算においては、米、麦などの農産物に限ってこれらのものが収穫された年の収益に計上することとされています。これを農産物の**収穫基準**といいます。

② 費用の計上時期

費用については支払いの有無にかかわらず、事実が生じ、または実際にそれを消費したときに収益に対応させて計上します。これを**発生主義**といいます。

(2) 農業特有の会計処理

ここでは農業における収益の取引と費用の取引について、代表的な仕訳事例を示します。

1. 農業の収益

農業は農産物を生産し、それを販売して収益を上げる事業です。収益に該当する取引には、米の販売や育成牛の販売などの**売上取引**、家事消費といわれる自家用に消費した農産物の**家事消費取引**があります。

これらの本業の売上高のほか、農作業を請け負う作業受託収入や国などからの補助金収入があります。

ここでは、これらの収益にかかる取引のうち代表的なものについて、仕訳方法を説明します。

① 売上取引（米、麦、大豆など）

(イ) J Aへの委託販売

J Aへの販売は、農家がJ Aに販売を委託するという方法で行われており、これを**委託販売**といいます。この場合、販売予約をした春先にJ Aから農家に契約金が支払われ、実際に出荷をした秋に、すでに支払われた契約金を相殺して残金が支払われます。

一般の米取扱業者への販売では、このような契約金の支払いは行われていません。

◆ 次の取引の仕訳を行いましょう ◆

1. J Aに対し米400俵の出荷を契約し、契約金として2,400,000円が普通預金に入金された。

(借) 普通預金 2,400,000 (貸) 前受金 2,400,000

2. 予定どおり400俵の出荷をしたところ、売上代金4,800,000円のうち契約金として入金されていた2,400,000円が控除され、残額の2,400,000円が普通預金に入金された。

(借) 普通預金 2,400,000 (貸) 水稻売上高 4,800,000
前受金 2,400,000